

役場からのお知らせ

電話
役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
農業センター 73-0978

軽自動車などの廃車・名義変更の 手続きは4月1日までに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、二輪のバイクや軽四輪、トラクターなどの車両を登録している人に課税されます。このため、4月2日以降に手続きをしても、平成23年度分の軽自動車税は課税されることになります。



軽自動車や二輪車などを廃車または譲渡したり、所有者の住所を変更（転入・転出の場合）したときは、次の場所です必ず手続きをしてください。

125cc以下の二輪車など（町のナンバープレート）

▼住民課税務班、ふれあいセンター

軽二輪車（125～250cc）、軽四輪

▼軽自動車検査協会

小型二輪車（250ccを超える二輪車）

▼高知陸運支局

問い合わせ先：住民課税務班 石川

国民健康保険の加入手続きについて

会社を退職したり、扶養家族ではなくなったりして職場の健康保険の適用を受けることができなくなった場合は、14日以内に国民健康保険に加入の手続きをしなければならぬことになっています。

《手続きに必要なもの》

○健康保険でなくなった証明書

離職票・退職証明書・資格喪失証明書等で、健康保険の資格がなくなった日が確認できる証明書（勤務していた会社または保険者が発行するもの）

○年金証書（加入する方が60歳～64歳の場合）

○印鑑

○委任状（加入者と別世帯の方が手続きをされる場合）

国保の加入日は、ほかの健康保険の資格がなくなった日となります。加入の手続きが遅れると、その日にさかのぼって加入することになり、その間の国民健康保険税もさかのぼって支払わなくてはなりません。早めの加入手続きをよろしく願います。

*国保からほかの保険に加入した場合も手続きが必要です。よろしく願います。

問い合わせ先：住民課保険窓口班 都築

大豊町政諮問会議委員を 公募します



町政諮問会議は、地方分権時代に対応して町民の行政参加を推進し、町民の皆さん自ら「考え・決定・行動」する町政の確立を目指し、町政の諸問題について調査し、または審議するものです。

町政諮問会議は20人で組織し、総務部会・建設産業部会・住民福祉部会・教育部会の4部会、各5人で構成されます。

会議では町の諸問題を審議するほか、町の事業計画、事業実績についても意見をうかがいます。

この会議の委員を、町民の皆さんから公募しますので、若い方の積極的な参加をお待ちしています。

【募集人員】20人

【任期】2年間

【応募資格】①町内に住所を有する20歳以上の方

②必要とする会議に出席可能な方

【応募期間】3月1日（火）～3月31日（木）

【決定】審査選考のうえ、結果をご連絡します。

【申し込み】電話、来庁、封書にて受け付けます。

問い合わせ先：総務課企画財政班

高知財務事務所移転のお知らせ

高知財務事務所は、左記へ移転しました。

【移転先住所】〒780-0061

高知市栄田町二丁目2番10号

高知よさこい咲都合同庁舎9階

☎088-822-9177

※電話番号に変更はありません。

会社でのギモン、教えます！

Q・妊娠したことを会社に伝えたら「仕事辞めたら？」と言われました。辞めなきゃいけないのでしょうか？

A・辞める必要はありません。妊娠を理由とする解雇は男女雇用機会均等法第9条で禁止されています。

…など、会社で困っていることはありませんか？専門の職員が、問題解決に向けてご相談に応じます。匿名での相談も可能で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

★雇用均等室への相談は無料です。

問い合わせ先：総務課企画財政班

☎088-885-6041

高知県生命保険協会から 福祉巡回車寄贈

このたび、「福祉サービス支援事業」の一環として、高知県生命保険協会から車両を寄贈いただきました。

この車両は在宅福祉サービス事業に大切に使用させていただきます。

大豊町社会福祉協議会



4月1日から町有の施設内を全面禁煙します！

大豊町では、町民の皆さんの受動喫煙防止・健康維持のため、4月1日から町有の公共施設の建物内を全面禁煙とします。

また、庁用車、庁用バス内も禁煙とします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



※「受動喫煙」とは…室内やその他の場所で、自分の意思に関係なく他人のたばこの煙を吸わされることです。

問い合わせ先…総務課庶務班 または住民課健康づくり班

高知県では受動喫煙による健康被害を受けない環境づくりを推進しています

障害者を対象とした臨時職員の募集

町では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、臨時職員（4月1日任用予定）を次のとおり募集します。

【職種および職務内容】

- ・一般事務の補助
- ・庁舎内の軽作業等

・原則1か月に15日以内勤務（職務内容に変更あり）

【任用期間】

4月1日～平成24年3月31日まで（継続あり）

【任用予定人員】

若干名

【応募資格】

・昭和31年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

・身体障害者手帳（6級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
・自力による通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な人（役場庁舎にはエレベーター等の施設はありません）

【受付期間】

3月1日（火）～3月18日（金）

午後5時まで

【申し込み手続き】

指定の申込書を役場まで提出してください。

【その他】

申し込み多数の場合や障害の内容等により書類選考および面接を実施します。



提出及び問い合わせ先：総務課 今井

みんなで歩こう！未来に残そう！豊かな森林 2011年は国連が定めた国際森林年です